平成２８年（フ）第５２３号
広島市中区西十日市町６番20―301号　ＪＫビル
債務者　白田佐千江
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
熊本県荒尾市宮内847番地１　ベルパークＡ202号
債務者　森　　裕介
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第７４号
熊本県荒尾市宮内847番地１　ベルパークＡ202号
債務者　森　　香織
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１９号
熊本県荒尾市四ツ山町２丁目４番４号２
債務者　下津浦誠二
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２０号
熊本県荒尾市四ツ山町２丁目４番４号２
債務者　下津浦雪絵
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２４９号
沖縄県那覇市小禄２丁目10番地16　泉原荘228
債務者　當銘　善紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５５号
沖縄県浦添市牧港１丁目64番１号
債務者　森田　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央２丁目１番21―３号
債務者　平間真菜美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３４号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子58番地171
債務者　近藤　益友
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第６９号
富山県小矢部市七社124番地33
債務者　弓部　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７７号
富山県小矢部市下後亟805番地、前住所大阪府堺市南区豊田15番地29
債務者　松田希代美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１２２号
三重県四日市市小杉新町77番地１　コーポムツビ１―１、前住所三重県桑名市大字下深谷部4908番地１　長侭改良住宅８号
債務者　大塚　　祥
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
三重県三重郡菰野町田口新田2018番地22、住民票上の住所三重県四日市市高花平４丁目１番地96
債務者　弛　　真
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
三重県四日市市城東町18番３号
債務者　廣田　美紀
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
三重県四日市市桜新町２丁目79番地
債務者　水谷　真梨
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
滋賀県東近江市東中野町６番９号
債務者　白木　邦雄
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大津地方裁判所彦根支部